

## 伊豆の国市移住就業支援金チェックシート

年 月 日

住所:

氏名:

連絡先:

該当するチェック欄に○をつけてください

提出書類		様式	チェック
1	移住・就業支援金交付申請書	様式第1号	
2	写真付き身分証等の本人確認書類の写し		
3	移住先の住民票 (世帯向けの場合)世帯全員分		
4	移住元の住民票の除票など、移住元の在住地及び在住期間を確認できる書類 (世帯向けの場合)世帯全員分		
5	移住元の市区町村における滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書		
6	移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書	様式第2号	
7	<b>【要件別の証明書類】</b>		
	①就業の場合		
	就業証明書(就業申請用)	様式第3号	
	②テレワークの場合		
	就業証明書(テレワーク申請用)	様式第4号	
	③関係人口の場合		
	就業証明書(関係人口申請用)	様式第5号	
	下記のうち、いずれか一つ ・市内の中学校を卒業したことを証する書類の写し ・市内に宿泊した際の領収書等の写し ・本市にふるさと納税をしたことを証する書類の写し	様式第6号 領収書等	
	④起業の場合		
	起業支援金の交付決定通知書の写し		
8	<b>【東京特別区への通勤・通学の証明書類】</b>		
	①東京特別区以外の東京圏に住み、東京特別区の法人等へ通勤していた場合		
	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書など、移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類		
	②東京特別区以外の東京圏に住み、東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合		
	開業届出済証明書など、移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類		
	③東京特別区以外の東京圏に住み、東京特別区の大学等へ通学し、東京特別区の企業等へ就職した場合 (通学期間を移住元要件の対象期間とする場合のみ)		
	在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類		
9	暴力団排除に関する誓約書 (世帯向けの場合)世帯全員分	様式第7号	
10	口座振込依頼書	様式第8号	
11	その他市長が必要と認める書類		

対象要件		
◆移住元要件		チェック
	下記のA及びBに該当する	
A	移住する直前の10年間のうち、通算5年以上①または②の期間がある ①東京特別区内に在住 ②東京圏(条件不利地域以外)に住み、東京特別区内に通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者のみ)	
B	移住する直前に、連続して1年以上①または②の期間がある ①東京特別区内に在住 ②東京圏(条件不利地域以外)に住み、東京特別区内に通勤(通勤の期間は、移住する3か月前までを1年の起算点とすることができる)	
	ただし、東京圏(条件不利地域以外)に住みつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者は、通学期間も対象期間とすることができる	

◆移住先要件		チェック
1	平成31年4月1日以降に移住した	
2	申請時において、移住後3カ月以上1年以内である	
3	申請時において、継続して5年以上居住する意思がある	
4	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	
5	日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である	
6	移住する直前に住んでいた市区町村で、市区町村税を滞納していない	
7	伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業助成金の交付を受けていないまたは受ける予定がない	

◆その他の要件		チェック
	下記のAからEの要件のうち、いずれかに該当する	
(A：就業の場合)		チェック
1	勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域である	
2	静岡県または他の都道府県が開設するマッチングサイトに求人情報を掲載した企業に就業	
3	就業者にとって、3親等以内の親族が代表や取締役等を務めている企業への就業ではない	
4	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	
5	申請時点で、当該企業に連続3か月以上在職している	
6	求人応募日が、マッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降である	
7	当該企業に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある	
8	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	
(B：専門人材としての就業の場合)		チェック
1	令和3年3月1日以降に伊豆の国市へ移住している	
2	プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用し、県内企業に就業	
3	勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域である	
4	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	
5	申請時点で、当該企業に連続3か月以上在職している	
6	当該企業に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある	
7	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	
8	目的達成後の解散等、離職することが前提ではない	

(C：テレワークの場合)		チェック
1	令和3年3月1日以降に伊豆の国市へ移住している	
2	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した	
3	移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている	
4	地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業から資金提供を受けていない	
5	週の半分以上勤務先に行くことはない	
6	所属企業等から通勤手当を受けていない	

(D：関係人口の場合)		チェック
1	令和3年3月1日以降に伊豆の国市へ移住している	
2	移住時において①の世帯員または②である ①夫及び妻がいずれも40歳未満の夫婦含む世帯または小学生以下の子どもを含む世帯 ②40歳未満の者	
3	移住前に、伊豆の国市または静岡県移住相談センターに対し、本市への移住に関する相談を行っており、本市の移住相談カード等の相談の記録が確認できるものへの記載がある者が同じ世帯にいる	
4	支援金の申請時において就業等(※)している者が同じ世帯にいる ※正規雇用されている者または個人事業主など(詳しくは用語説明をご覧ください)	
5	【次のいずれかに該当する者が同じ世帯にいる】	
	市内の中学校を卒業した者 または、市内に住所があり、市外の中学校を卒業した者	
	移住する直前の3年間のうち、2回以上、市内の宿泊施設を利用し、宿泊したことがある	
	移住する直前の3年間のうち、1回以上、本市にふるさと納税をしたことがある	

(E：起業の場合)		チェック
1	起業支援金の交付決定を受けている	
2	支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること	

◆世帯向けの金額を申請する場合の条件		チェック
1	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同じ世帯にいた	
2	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同じ世帯である	
3	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住した	
4	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内である	
5	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない	

(提出期限)		チェック
1	令和4年1月21日までに申請している	

申請を希望する区分に○をつけてください

申請要件区分 …………… 一般の就業 ・ 専門人材 ・ テレワーク ・ 関係人口 ・ 起業

世帯区分 …………… 世帯 ・ 単身

**(用語説明)**

**【移住】**

住民票の転入した日

**【東京圏】**

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

**【条件不利地域】**

東京都／檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
埼玉県／秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町  
千葉県／館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町  
神奈川県／山北町、真鶴町、清川村

**【就業等】**

下記のいずれかにあてはまる状況のことをいう

- ・法人又は団体に正規雇用(※)されている
- ・個人事業者に正規雇用(※)されている
- ・個人で農業、漁業、その他の事業を営んでいるまたはその事業専従者

**【正規雇用】**

下記のすべてにあてはまる雇用形態をいう

- ・期間の定めのない労働契約を締結している
- ・所定の労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定の労働時間と同じである
- ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている